

4. 飲料水の衛生対策

(1) 配給水、井戸水等の衛生確保

4月17日に上水道の全域通水が完了するまでの間、神戸市水道局の給水車、他自治体からの給水車応援、自衛隊の給水車派遣等により、被災地に水がピストン運搬されたほか、ボランティアによる水の供給、食品企業等からの支援によるミネラルウォーター等が配付された。

これら配給された水の衛生確保を図るため、保健所において、給水を受けたポリタンク等には配給日時を明記すること、古くなった水は生活用水に用いる等飲用に供しないこと、通常の生水飲用には出来るだけミネラルウォーターを利用すること等の啓発指導を実施した。また、水道管の破裂箇所からの噴出水や湧き水等については飲用に供しないよう掲示した。

井戸等の衛生確保については、水質検査の必要から、市内の検査機関を調査したが、各施設とも損壊、ガス、水道等ライフラインの停止のため、全て利用不可能であった。このため(財)兵庫県予防医学協会を通じ、他府県の検査機関の支援を得て応急の検査機関を確保した。しかし、行政を介しての実際の検査相談は12件であった。

なお、2月末から神戸市環境保健研究所の検査が再開され、通常の検査が可能となった。

以上、井戸水等の衛生確保のため、次の事項が問題となった。

① 水質検査機関の確保

また課題としては次の事項があがられる。

① 近隣府県を含む水質検査機関の連携体制

(2) 受水槽給水施設の衛生確保

水道の復旧に伴い、建物自体に被害の少なかったビル等の給水も徐々に再開されていったが、受水槽等の給水設備の破損等による飲料水の汚染を防止するため、各保健所が簡易専用水道、小規模受水槽水道のうち、地下埋め込み式受水槽給水施設を重点的に巡回し、破損状況の確認、啓発用リーフレットの配付、残留塩素の測定等を行った。そして施設管理者に対し、給水再開に際して、まず設備の点検、補修を行い、貯水槽の清掃を実施するよう衛生管理の徹底について啓発指導した。

併せて衛生部からも貯水槽清掃業者団体、管工事業者団体等に対して協力要請を行った。また、給水開始後は水道法第32条の2に規定する設備の定期検査を早い時期に受検するよう、厚生大臣指定検査機関とも連携を図りながら啓発指導を実施した。

以上、受水槽式給水設備の衛生確保に際して次の事項が問題となった。

① ビルなどの受水槽式給水設備の衛生管理

② 受水槽給水施設の実態把握

③ 上水道復旧状況の把握(水道局との連携)

また課題としては次の事項があげられる。

- ① 受水槽式給水設備（特に、地下埋設式受水槽）の衛生上の安全点検
- ② 給水再開施設の情報入手方法
- ③ 近隣府県を含む簡易専用水道指定検査機関の連携体制

5. 食品、環境関係営業施設の調査・啓発指導

(1) 営業実態調査・啓発指導の実施

ライフライン復旧に伴い営業を再開する食品・環境衛生関係施設について衛生指導を行うとともに、復興施策を実施していくための基礎資料とするため、被害が大きかった6区以外に他の3区も併せて許可・確認施設を中心に全壊、半壊、一部損壊など被害状況調査及び営業継続意向調査を実施した。調査に際しては、近畿2府3県2市から、3月1日から1か月間にわたり、1日当たり20名、延べ480人の食品衛生監視員の応援を得て、営業再開に際しての調理器具の消毒等衛生指導、ビルなどの受水槽式の給水設備の衛生管理などについての指導も同時に実施した。特に、受水槽式の給水設備の衛生指導に際しては、六面点検が困難であり汚水等の混入のおそれのある地下埋設式受水槽について、管理者に対し、リーフレット配布等により安全点検の実施を指導した。

また、クリーニング所の損壊は、場合によっては有機溶剤の漏れによる土壤汚染等の懸念があったため、洗濯機器の損壊状況、保守点検状況、溶剤の保管状況及び営業実態について重点的に調査指導した。

一方、復旧したJR、私鉄、代替交通機関等の駅前など人通りの多い地域の歩道、車道上或いは損壊ビル解体現場付近等で、露店、自動車による飲食店、弁当販売等が多く見られるようになり、衛生上の観点および交通障害対策から指導を強化する必要がでてきた。このため、本市土木事務所、所轄警察署あるいは建設省国道維持出張所と連携しながら合同パトロールを実施し、営業実態も含め食品取扱い状況の調査指導を2月中旬より約1週間かけて全市一斉に実施した。なお、ホテル、旅館等は利用者も多いと予想され、営業再開に向けての啓発、衛生指導を急いだ。

なお、屋台等露店については、ライフラインの復旧もあり、5月初旬には、概ね震災前の状況に戻ったが、昼食時の弁当販売については、なお多く見られ、監視指導を継続している。

以上、露店等の衛生指導を行う上で次の事項が問題となった

- ① 露店、自動車による飲食店、弁当販売等における衛生管理
- ② 損壊ビル解体現場付近等での塵埃

また課題としては次の事項があげられる。

- ① 露店、自動車の許可時の指導（飲料水の衛生、塵埃対策等衛生的取り扱い）
- ② 警察等関係機関と連携した継続的な指導
- ③ 食品・環境衛生関係施設の指導体制の確保